

平成16年10月15日  
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第9回家きん疾病小委員会に関する概要について

1 日時

平成16年10月15日（金）10:00～12:00

2 場所

農林水産省共用第7会議室

3 概要

(1) 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について

ア 事務局から、パブリック・コメントで寄せられた意見・情報の概要等を報告した。

イ 制限区域における規制については、消毒ポイントにおける車両消毒の徹底等を前提に、

(ア) 移動制限区域内におけるGPセンター等については、移動制限区域外から直接搬入された家きんの卵のみを取り扱う場合、再開可能とすること、

(イ) 移動制限区域内の家きんの卵については、清浄性が確認された場合には、移動制限区域内のGPセンター等への直接搬入は可能とすること

等を規制の例外規定として、追加することとされた。

ウ 患畜等の処分方法について

患畜等の迅速かつ適切な処分の具体的手法、特に患畜等の死体、汚染物品等を発酵消毒する具体的手法について、検討会を立ち上げ、早急に検討を進めることとされた。

(2) その他

事務局から、鳥インフルエンザ不活化ワクチンの開発状況に対する進捗状況について報告した。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局衛生管理課

担 当：小倉(内線3202)、伏見(内線3223)

連絡先：03-3502-8111 (代表)

03-3502-8206 (直通)